

下記の業務について、企画提案に係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

平成29年10月13日

静岡県知事 川勝平太

## 1 業務概要

### (1) 業務名

首都圏での静岡県内企業の日替わり企業説明会場提供事業実施業務

### (2) 業務内容

企画提案仕様書のとおり

## 2 契約期間

平成29年12月（契約締結日）から平成30年3月31日まで

## 3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 労働関係法令に基づく改善命令により、業務制限を受けるなど当事業遂行に支障が生じていない者であること。
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 緊急時に迅速な対応がとれること。
- (6) 静岡県内に本社、支社、営業所等を有し、迅速かつ具体的な連絡・調整が可能な者であること。
- (7) 学生の就職支援実績が豊富にあり、県内企業の特色や採用活動状況を熟知するなど、当該業務を確実に履行するための知識、能力、体制を有すること。
- (8) 企業及び学生を集客する能力を有すること。
- (9) 次のアからオのいずれかにも該当しない者であること。
  - ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者
  - イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
  - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
  - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

(10) 県税の滞納がないこと。

#### 4 選定基準

提出された書類と説明に基づき総合的に審査して決定する。

#### 5 手続等

##### (1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館7階

静岡県経済産業部就業支援局雇用推進課

電話：054-221-2573 FAX:054-271-1979 E-mail:koyou@pref.shizuoka.lg.jp

##### (2) 企画提案募集要項及び企画提案仕様書の交付

ア 交付期間 平成29年10月13日（金）から平成29年10月27日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所 上記(1)に同じ

##### (3) 提出書類

ア 提出書類 企画提案書、経費内訳書、会社概要ほか企画提案募集要項に記載された書類

イ 提出期限 平成29年11月7日（火）午後5時（郵送必着又は持参）

ウ 提出場所 上記(1)に同じ

##### (4) 企画提案書の説明

日時等 平成29年11月10日以降の指定した時間、場所

#### 6 その他

(1) 詳細は企画提案募集要項及び企画提案仕様書による。

(2) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 照会窓口は、静岡県経済産業部就業支援局雇用推進課（電話番号 054-221-2573）とする。